

子育て世帯臨時特例給付金の申請の留意事項

受付期間 平成 26 年 6 月 10 日（火）～ 9 月 30 日（火）

【支給対象者について】

- 平成 26 年 1 月分の児童手当の支給を受ける方（特例給付の支給を受ける方を含む。以下同じ。）で、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方を支給対象者とします。

・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0 人	622	833.3
1 人	660	875.6
2 人	698	917.8
3 人	736	960

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

【対象児童について】

- 平成 26 年 1 月分の児童手当の対象となっているお子さんを対象児童とします。
 - ※ 平成 26 年 1 月 1 日時点で中学生であったが、実際の申請・支給時に中学校を卒業しているお子さんも対象となります。
- 次のいずれかの場合に該当するお子さんは、対象児童とはなりません。
 - ① 平成 26 年 1 月 1 日から子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合
 - ② 臨時福祉給付金の支給対象者に該当する場合 等

【支給額について】

- 支給額は、対象児童 1 人当たり 10,000 円です。

【申請・支払方式について】

- 申請・支払方法は、次の 3 種類です。
 - ① 窓口申請方式：申請書を役場保健福祉課の窓口へ提出していただき、指定の金融機関の口座に振り込む方式
 - ② 郵送申請方式：申請書を郵送により町に提出していただき、指定の金融機関の口座に振り込む方式

【申請方法について】

- 申請書に必要事項を記載・押印して、持参または郵送により提出してください。
- 申請書を提出される際は、次のものを持参（郵送の場合は添付）してください。
 - 申請者の方の本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し
 - 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

- 印鑑
- 所属庁から交付される「児童手当（特例給付）受給状況証明書」

【申請先・受付期間について】

- 出雲崎町役場保健福祉課福祉係（平日 8：30～17：15）
なお、平成 26 年 1 月 2 日以降に転入された方は、同月 1 日に住民票があった市区町村が申請先になります。
- 申請受付期間は次のとおりです。
平成 26 年 6 月 10 日（火）～ 9 月 30 日（火）（郵送の場合は消印有効）

6 月 28 日（土）は役場において、同月 29 日（日）は海岸公民館において、
臨時窓口（9：00～16：00）を開設します。

【町からの問い合わせについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに役場又は警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、子育て世帯臨時特例給付金を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、町が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯臨時特例給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。

【お問い合わせ】

出雲崎町 保健福祉課 福祉係
電話：0258-78-2293